

兵庫県公報

令和4年6月28日 火曜日 第323号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 県営土地改良事業計画の変更の認可（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和4管理年度における知事管理 漁獲可能量について（水産漁港課）	4
○ 神戸国際港都建設道路事業の認可（道路街路課）	4
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	4
○ 土砂災害警戒区域の指定の解除（砂防課）	5
○ 同 上（同）	5
○ 公有水面の埋立免許（港湾課）	5
○ 道路の位置指定（但馬県民局）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
公 告	
○ 入札公告（県立農林水産技術総合センター）	8
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 随意契約の相手方等の公示（物品管理課）	12
○ 落札者等の公示（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（北播磨県民局）	16
正 誤	
○ 令和4年3月31日付け兵庫県公報第27号外中	16
○ 平成29年12月26日付け兵庫県公報第2964号中	16
○ 平成30年2月27日付け兵庫県公報第2980号中	16
○ 平成30年5月29日付け兵庫県公報第3006号中	17

告 示

兵庫県告示第783号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県鮎屋川土地改良区

退任役員

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業計画の変更を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
南淡南部土地改良区	維持管理事業	南淡南部地区	令和4年4月28日



兵庫県告示第788号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づき、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和4管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和4年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

同法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	兵庫県まさば及びごまさば漁業	現行水準



兵庫県告示第789号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和4年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.3.1号 有野藤原線
- 3 事業施行期間
令和4年6月28日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県神戸市北区有野町有野字西岡場、字岡場、有野町中町1丁目地内
 - (2) 使用の部分
兵庫県神戸市北区有野町有野字西岡場地内



兵庫県告示第790号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年6月28日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和4年6月28日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦